

令和7年度 北区立学校 給食弁当代替者補助金制度のお知らせ

令和7年度から電子申請での受付を開始します

令和7年度から、給食弁当代替者補助金の申請について、電子申請（LoGoフォーム）を開始します。（従来通り紙の申請書でも申請可能です。）

パソコン・スマートフォンから時間を問わず、どなたでも簡単にご利用いただけます。

アカウント登録を行うことで、過去の申請の内容を確認することができます。ぜひご利用ください（アカウント登録を行わなくても、メールアドレスを入力することで申請することもできます）。

※ ご利用には、LoGoフォームの自動送信メールを受信するためのメールアドレスが1つ必要です。

※ LoGoフォームの利用は無料ですが、端末利用で発生するパケット通信料等は自己負担です。

電子申請 QR コード



電子申請を行う前に必ずご確認ください

- ① 弁当代替者補助金制度は、制度上同月において給食費無償化補助金と併用することはできません。
弁当代替者補助金を申請した場合は、学校登校時に給食喫食ではなく弁当持参対応となりますので、ご了承ください。（給食喫食を希望される場合は、同月分は弁当代替者補助金制度の利用はできません。）
- ② 弁当代替者補助金の電子申請を行うことについて、在籍する学校にお知らせください。（給食費無償化補助金との重複を防ぐため、別途学校へ手続きが必要な場合があります。）
- ③ 北区の不登校児童生徒等に対する事業における校外学習指導施設等（ホップステップジャンプ教室やありおーそ等）での弁当持参回数は対象となりますが、それ以外のフリースクール等での弁当持参については対象外となります。

注意事項

※電子申請特有の取り扱い（以下に記載）を除き、申請に必要な添付書類や制度等は通常の申請の場合と同様です。

申請に必要な事項は2ページ目にまとめてありますので、電子申請をご利用いただく前に必ずご確認ください。

※通信障害や操作エラー（入力中にタイムアウトして一から入力することになり締切に間に合わなかったなど）等により、電子申請が到達しなかった場合でも、区は一切責任を負いません。

締切に余裕をもって電子申請をご利用いただくほか、申し込み完了時に自動送信されるメールや申請状況照会の方法により、申請の到達については、保護者の皆さまの責任のもとご利用いただきますようお願いいたします。

※ 申請送信の際、回答内容を含めた送信完了メールが自動送信されますので、大切に保管をお願いします。送信完了メールの削除等に関する個別のお問い合わせはお答えできません。

給食弁当代替者補助金制度とは

学校給食費の完全無償化実施に伴い、食物アレルギーや宗教等の事情で給食の提供を受けることができないお子さんがいるご家庭を経済的に支援するため、学校給食の代替として保護者が弁当対応をする経費を補助する制度を実施しています。

【対象の方】 北区立学校に在籍し、食物アレルギー等の事情で弁当を持参しているお子さんがいる保護者

※牛乳のみ喫食しているなど、一部でも給食提供を受けている場合は、本制度対象外となります。

※月の途中から弁当持参の対応になった場合、翌月分からの対象となります。

※北区立以外のフリースクール等への弁当持参は対象外となります。

※北区のホップ・ステップ・ジャンプ教室（適応指導教室）や、まなびルーム「ありおーそ」（校外別室指導支援員配置事業）に通っており、弁当を持参し喫食しているお子さんも対象となります（ホップステップジャンプ教室やありおーそに通級している公立学校以外（私立学校、フリースクール等）の児童生徒については、対象外となります。）。

補助金の額（令和7年度）

下表の交付額（年間上限額）を上限に、学校に弁当を持参した回数×1食単価を補助します。

※物価高騰による補助等により、金額が変更となる可能性があります。

区分		1食単価	交付額（年間上限額）
小学校	低学年（義務教育学校1・2年生を含む）	325円	63,375円
	中学年（義務教育学校3・4年生を含む）	341円	66,495円
	高学年（義務教育学校5・6年生を含む）	366円	71,370円
中学校（義務教育学校7～9年生を含む）		417円	79,230円

